令和4年(ワ)第2633号 損害賠償請求事件

控訴理由書

令和5年7月14日

大阪高等裁判所 御中

頭書の事件について、控訴人は次のとおり控訴理由を提出します。

1 「原告は、性的サービスの提供をうかがわせていない本件店舗を初めて訪れ、全裸に近い状態で、初対面の被告と二人きりの状況で被告の施術を受けていたものであり、本件行為について原告の同意があると誤信するような状況ではなく、このことは被告も認識していたのであるから、不法行為の故意に欠けるところはない。仮に被告に故意がなかったとしても、原告の性的自由に配慮すべき注意義務を怠った過失があった」との主張

性的サービスの提供をうかがわせていない・全裸に近い状態・初対面の被告と二人きりというこのような状況を私が認識していたとすれば、「原告の同意があると誤信するような状況ではない・不法行為の故意に欠けるところはない」とどうして断言できるのでしょうか?

*注目すべきポイントは「男性施術者」という点

男性上司が部下の女性社員の肩に触れるだけでセクハラと言われることからもわかるように、彼氏でもない男性が身体に直接触れることに強い抵抗を感じるのが女性心理です。すなわち、性的サービスの提供をうたっているかどうかなど全く関係なく、そもそも、身体に触れられることへの抵抗感や不安感などから男性施術者をとにかく避けるということです。

*よく知っていて信頼している男性でさえ抵抗・不安を感じる女性心理

出張の際、男性社員と同じ部屋に宿泊することに全く抵抗を感じない女性が存在するでしょうか?「出張で歩き疲れているだろうから、マッサージしてあげるので下着だけになって」と言われて全く抵抗を感じない女性が存在するでしょうか?よく知っていて信頼している男性の同僚に対してさえ、抵抗・不安を感じない女性など存在しないはずです。

ましてや、相手がよく知らない初対面の男性であれば、このような状況に自分から飛び込む女性など存在するはずがありません。逆に言えば、そのような状況に自分から飛び込んでいるわけですから、「太もも・鼠径部など含め、男性の手で肌に直接触れてもらう」という性的刺激を原告女性が求めていた可能性は十分にあると通常人の誰もが感じるはずです。

*「旅先でのアバンチュール・一夜限りの恋を楽しむ」という女性心理

この女性心理も誰もが知っているはずですが、開放的で非日常的という要素に加え、会社の同僚や友達ではなく「初対面」という点もポイントです。なぜなら、旅先での初対面の男性なら、望まなければ付き合いは継続的に発生しません。したがって、気まずい関係になるといったことが心配不要で、普段とは違う自分で感じたままに行動しやすいということです。

*マッサージ店もそんな環境が整った非日常空間

男性と出会う機会がなかったり、おばさん扱いされている女性にとっては特に、男性との ふれあいを気軽に楽しめる場所であり、「性的刺激を求めていない」「わいせつ行為を許容す るはずがない」と短絡的に断言できるはずがありません。なお、これは机上の空論ではなく、 男性施術者としての経験から実際に肌で感じたことです。

*この原告の主張が何ら意味を成さないことを示す明らかな証明

別の形で反証すると、

- *性的サービスをうたわない男性施術者のアロマサロンをインターネットで検索する
- *施術中、性的に感じていて「もっとしてほしい」と要望している姿を見せつける
- *拒絶行動を一切取らず、「いく・いっちゃう」と満足している姿を見せつける
- *施術後になって「同意・要望などしていない」とクレームして施術料金を踏み倒す
- *踏み倒しが成功し、慰謝料も取ってやろうと企て、虚偽の被害届を提出する
- *裁判では「もっとしてとか言っていない」「抗拒不能の状態だった」と主張する
- *言い訳が難しい質問には「覚えてないです」「わからないです」とごまかす

正に原告女性が実際に行っている言動を再現した形ですが、悪意の犯罪者は、原告が主 張している内容を簡単に満たすことができるということです。

*原告女性が悪意に満ちた犯罪者ではないと判断できている理由・根拠は何でしょうか?

悪意の犯罪者が原告の主張を満たす形で意図的に演出していたとすれば、間違いなく冤罪を生み出すことになるわけで、「原告女性に悪意などない」と断言できる理由・根拠が極めて重要なポイントになります。しかしながら、判決文は、原告女性の主張をそのまま鵜呑みにしているだけであり、原告女性に悪意がないと判断できている理由・根拠を合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

*正に「美人局」に該当する悪意に満ちた犯罪行為ではないでしょうか?

原告女性は、「性的快感を覚えたような態度をとった」と認めています。すなわち、原告女性は、「性的快感に満足している」と私に認識させることを意図して行動していたのです。にもかかわらず、「同意の誤信など発生しない」と主張するのは全くもって矛盾しています。

表現を変えれば、性的快感に満足している様子を意図的に見せつけ、後になってから「抗 拒不能の状態だった」と主張し、500万円もの大金を申し立てている形であり、正に「美人 局」に該当する悪意の犯罪行為にピッタリと当てはまっています。

*「殺すつもりはなかった」といった主張をそのまま単純に受け入れるのでしょうか?

抗拒不能だったという主張は、「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類です。すなわち、「殺すつもりはなかった」「悪気はなかった」と主張すれば殺人やセクハラが許されるわけではなく、現場で実際にどのように行動していたかが重要ポイントになるはずです。

*「自分が受け入れていると思われるのがすごく嫌だった」という原告女性の証言

これは、原告女性が被害届で嘘を付いた理由として説明しているものですが、これも「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類です。そして、「同意の誤診が発生する状況だった」と原告女性自身が認めているからこそ出てくる言葉と誰もが理解できるはずです。

*悪意の犯罪を幇助・促進することにつながるのではないでしょうか?

このような判決を下せば、悪意の犯罪を幇助・促進し。冤罪を無数に生み出すはずです。 なぜなら、嘘の被害届を提出し、「もっとしてとか言ってない・抗拒不能だった」と主張し、重要 ポイントで「覚えてないです・わからないです」とごまかせば、検察官も裁判官も証言を鵜呑 みにしてくれるので簡単に大金を得られると裁判所が社会に公言している形になります。 2 「原告と被告は初対面であり、また、原告が本件店舗を予約してから被告によるアロママッサージの施術を受けるまで、本件店舗が性的サービスを提供していることを推知する機会はなく、むしろ被告はホームページに公的な資格を有するかのような記載していたのであるから、原告が被告による性的サービスの提供を期待していたとは考え難い」とする判決文短絡的にこのような断言ができるはずはなく、上述の内容が明確な反証になるはずです。そして、詳細は後述しますが、原告女性は、性的サービスの提供を期待していたとしか考えられない不自然で不合理な言動を実際に数多く行っています。

3 「原告は、明確に本件行為を拒絶する言動を取っておらず、むしろ、性的快感を覚えているかのような態度を取っていたものであるが、初対面の被告と二人きりの状況で本件行為という強度のわいせつ行為を受けた原告が、被告を拒絶することで暴力を振るわれるかもしれないと考えたとしても無理からぬところである。また、原告があえぎ声を発するなどしたことは、本件行為に対する身体の生理的な反応として理解することができ、それ自体は本件行為に対して同意していたことを意味しないし、被告を満足させて本件行為が早く終わるよう期待して性的快感を覚えているかのような態度を取った旨の刑事事件の公判廷における原告の供述も、不自然なものと断じることはできない」とする判決文

これも「初対面の被告と二人きりの状況」を理由としていますが、既に説明したように、性的サービスの提供を求めていたことを否定する理由になるはずがありません。

「生理的な反応として理解できる」とのことですが、単純に原告女性の証言を鵜呑みにしているだけではないですか?正直なところ、私が指摘している点に対して見て見ぬふりをしていることから考えて、生理的な反応として強引に押し通そうとしているとしか思えません。詳細は再度後述しますので、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで、通常人の誰もが納得できる形で明確に反証していただくようにお願い致します。

4 「被告は、原告がキスに対する拒絶はできていたことや、代金の支払いを拒絶するという 被告を刺激しかねない言動を取ることができたなどを指摘して、原告が被告に恐怖心を抱 いていたとは考えられないと主張する。しかし、いずれも、原告が施術用のブラジャー及び

<u>ショーツのみを身に付けた状態で本件行為自体に抵抗することができなかったことと矛盾する言動ということはできず、被告の上記主張は採用することができない」とする判決文</u>

では、どうしてロへのキスには顔を背けて抵抗できたのでしょうか?陰部へのキスにはな ぜ足を閉じて抵抗しなかったのでしょうか?誰もが矛盾を感じるはずですので、合理的な疑 いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

また、施術用のブラジャー・ショーツという点を強調されていますが、ある意味、水着と同様の姿です。原告女性にとっては、水着姿と同様の姿を見られたくないことの重要度が極めて高く、重要度が低いわいせつ行為の許容の方を選んだということでしょうか?「水着姿と同様の姿を見られるくらいなら、わいせつ行為を受け入れて、性的快感に満足している姿を見せて早く終わらせよう」なんて考える女性が存在すると本当にお考えなのでしょうか?

*「何があっても玄関まで走って逃げることができる」という原告女性の主張

施術後も「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」という状況は何も変わっていませんが、服さえ着れば命の危険など全く感じなくなると本当にお考えなのでしょうか?原告女性は「服を着れば何があっても玄関まで走って逃げることができる」と言い訳していますが、被告準備書面(2)で例として挙げた「コンビニ強盗」に当てはめて考えてみて下さい。コンビニ強盗に遭遇した店員は、なぜ出口まで走って逃げないのでしょうか?言うまでもなく、逃げ切れるかどうかは服の着用など全く関係ないことを理解しているからです。

そして、これも言うまでもないことですが、命の危険を感じる世界に自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人など存在するはずがありません。それができるということは、命の危険など感じていないからと誰でも簡単に理解できることです。したがって、「他に誰もいない密室で変に抵抗したら命が危ない」という証言も嘘ということになり、抗拒不能だったというのも嘘の作り話と言うほかありません。

5 「被告は、本件行為以前にも、本件店舗の女性客に対して本件行為と同様のわいせつ 行為を行おうとした結果、行為を拒否されたり、行為後にクレームを述べられたりした経験 を有していたのであるから、被告が原告の明示的な了承を得ることなく本件行為を行った 際、原告が本件行為に同意していない可能性があることを全く想起しなかったとは考え難 い。したがって、被告において、原告が本件行為について同意していると誤診していたとは

認められないから、被告には本件行為が不法行為を構成することの故意があったと認められる」とする判決文

刑事訴訟でも民事訴訟の準備書面でも明確に説明したように、私は被告人質問で、「やめてほしいとかいう形はなかった」「明確に嫌がられたことはなかった」と証言していますが、 どうしてこの重要部分を排除してこのような主張を展開しているのでしょうか?

補足すると、もっとしてほしい気持ちに羞恥心も併存するのが女心で、その恥ずかしさが 出て「そこは結構です」と女性が申し出たものです。すなわち、「どこ触ってんのよ」と怒って嫌 がった拒絶など一度もなく、「もっとしてほしいけど感じている姿を見られるのは恥ずかしい」 との羞恥心から、「そこは結構です」と吐息を漏らしながら恥ずかしそうに告げてきた形で、 「もっとしてほしいけど恥ずかしいからやっぱりやめておこう」という行動です。

*私は事実を隠すことなく正直に話しているのです

私は、原告女性のように「覚えてないです」「わからないです」といった言葉でごまかすことなく、「そこは結構です」と言われた経験があることも隠すことなく正直に話しているのです。

一方、詳細は再度後述しますが、原告女性はあらゆる場面で事実を隠し、この民事訴訟でも「不知」というあり得ない虚偽証言を行い、嘘を付いてごまかす姿勢に終始しています。 そんな原告女性を擁護し、私が正直に話している内容を切り取って事実を捻じ曲げるなど、 もはや裁判として成り立っていないと感じざるを得ません。

*そもそも、原告女性は「性的快感を覚えたような態度をとった」と認めているのです

原告女性は、そもそも、「性的快感に満足している」と私に認識させることを意図して行動 していたと認めているのです。にもかかわらず、「同意の誤信など発生しない」と主張するの は全くもって矛盾しており、不合理と言うほかありません。

6 「仮に被告において原告が本件行為について同意していると誤診していたとしても、被告は、原告に対して本件店舗が性的サービスを提供していることを知らせることなくアロママッサージの施術を開始したのであるから、明示的な承諾を得ることなく原告に対してわいせつ 行為を行わない注意義務を負っていたというべきである」とする判決文

「明示的な承諾」という点を強調されていますが、刑事訴訟でも民事訴訟でも繰り返し説明 してきたように、私は施術開始前にすべての客に対し、「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこ は結構です・そこをもっとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」という内容 を明示的に伝えた上で施術を開始していました。

なぜこの点を原告女性に確認しないのでしょうか?「施術前に説明を受けていたにもかかわらず、そこは結構ですとどうして告げなかったのですか?」という点を確認することなく有罪判決を下しても、「絶対に冤罪を生み出さない」という大原則に反しないと本当にお考えなのでしょうか?通常人の誰もが「著しく正義に反する行為」と感じるはずです。

7 「仮に被告が原告に送信した電子メールに被告の名前や携帯電話の電話番号が記載されていたとしても、被告の正確な氏名や住所を認識していたわけではなく、また、これらを調査することが容易なわけでもなかった」とだけ説明する判決文

判決文は、どうしてこの部分のみを取り上げているのでしょうか?法廷の場で嘘を付くという絶対に見過ごせない原告の行為をどうして隠すのでしょうか?取り上げるべきは、「被告が、美容サロンの予約サイトを通じて原告からアロママッサージの予約を受け付けた後、原告に対してメールを送ったこと及びその中に被告の名前と携帯電話の番号を記載していたことは不知」と説明している原告の悪意に満ちた偽証部分のはずです。

*被害者尋問では私が説明している通りに証言していた原告女性

刑事訴訟の被害者尋問での証言を振り返ると、予約後の状況説明として、

「被告人から返信が来ました」

「自分の車で行きました」「お店の近くのコインパーキングまで行きました」

「被告人に電話しました」「着きましたと連絡しました」

「じゃあ、今から迎えに行きますっておっしゃっていました」

と正に私が説明している通りの状況を原告女性は証言していたのです。すなわち、知っているにもかかわらず、「不知=そんなこと知らない」と嘘を付いて事実を隠しているのです。

*裁判の場でこのようなあり得ない虚偽証言が発生した理由

原告女性の言動には不自然で矛盾した点が無数に発生していると刑事訴訟でも民事訴訟でも指摘してきましたが、原告女性はあまりにも多くの嘘を付いているため、どんな嘘を付いたのか・何を正直に話したのかを覚え切れていない状況が発生していると推認できます。

すなわち、この件を被害者尋問で話したことも忘れていたため、「そんなこと知らないとここでもごまかそう」と考えたからこそ発生した虚偽証言と誰もが合理的に推認できるはずです。

*悪意に満ちた動機で取り組んでいることを示唆する犯罪者心理から生まれた虚偽証言

裁判で真実を正直に訴えかけて被告の有罪を証明するのが原告です。そして、裁判で嘘を付いたり黙秘権を行使するのは、犯人が有罪を示す証拠を隠したい時に使う行動で、原告がそのような行動を取ることはあり得ず、原告が「犯人」であることを示唆する証拠です。

換言すれば、このような虚偽証言は、事実をごまかそうとする犯罪者心理から生まれた虚 偽証言と経験則から推認でき、「何としてでもお金をだまし取ってやろう」といった悪意に満ち た動機で取り組んでいなければ絶対に発生しないということです。

ましてや、「本件行為の翌日、警察署に被害申告をした際、マンション名や号室を含む本件店舗の正確な住所を警察官に伝えていた」にもかかわらず、このような虚偽証言ができる 人間性から考えて、原告女性の証言には全く信用性がないと言うほかありません。

にもかかわらず、この虚偽証言を判決文に明示せずに隠してまで原告女性を擁護するということは、「どんな手を使ってでも有罪にする」という意識の表れと理解するほかなく、「もは や裁判として成り立っていない」と感じざるを得ないというのが正直な心境です。

8 「被告は、原告の本件行為前後の言動をるる指摘して、原告は本件行為について同意していたと主張するが、いずれも採用することができない」

私が無罪と考えている理由を具体的に説明しているにもかかわらず、何ら反証を示さず、 どうしてこのような一文で片付けるのでしょうか?以下に無数に発生している原告女性の不 自然で矛盾した言動を時系列順に再度まとめますが、「通常人なら誰でも疑いを差し挟まな い程度に真実らしいとの確信を得る~有罪認定できる」と本当にお考えなのでしょうか?

8-1 施術開始前

*「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と施術開始前に伝えていた点

上述の「6」でも説明したように、この施術前の声掛けにより、「そこは結構です」と告げても 私が逆上などしないと原告女性は理解していました。すなわち、「変に抵抗したら命が危な いと恐怖を感じて抗拒不能の状態だった」との話は嘘ということです。換言すれば、抗拒不 能といった状況にはなり得ないことを示す極めて重要な証拠になります。 にもかかわらず、「施術開始前に説明を明示的に受けていたのに、そこは結構ですとどう して告げなかったのですか?」という点をなぜ原告女性に確認しないのでしょうか?こんな重 要部分を確認せずに有罪判決を下すなんて著しく正義に反すると通常人の誰もが感じるは ずですし、「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に反するはずです。

8-2 施術開始から胸周辺までの施術

*前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた点

私は右京警察及び京都地検での取り調べから一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術において、身体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、人に見られることが恥ずかしいはずの前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言しています。すなわち、この部分が、「原告女性が同意・要望している」と私が判断できていた根幹ということです。にもかかわらず、この根幹部分にどうして一切触れることを避けているのでしょうか?

*「覚えてないです」とごまかす原告女性

しかも原告女性は被害者尋問で、「鼠径部をもまれるときとかに自然と声が出るようなことは特になかったですか?」との質問に「ないと思います」と曖昧に回答し、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか?」には「覚えてないです」と証言しています。すなわち、民事訴訟での「不知」という虚偽証言と同種の言葉でここでもごまかしています。

*覚えている・覚えていないといった話ではありません

マッサージ中に吐息や喘ぎ声が漏れるといった状況は、通常発生しない特殊なことです。 したがって、性的に感じることなどなかったのであれば、「全くなかったです」と即答で完全否 定できるはずで、覚えている・覚えていないといった話ではありません。

*嘘を付いてごまかそうとする姿勢が原告女性に染みついている証拠

「覚えてないです」と説明する一方、鼠径部に対しては「ないと思います」と否定するのも明らかに矛盾しており、嘘を付いてごまかす姿勢が原告女性に染みついている証拠です。さらには、「覚えてないのに訴訟を提起しているの?」とさえ通常人の誰もが感じるはずです。

*「記憶にございません」と同種の明らかなごまかし証言

政治家などの「記憶にございません」という発言を聞いて、「覚えてないなんてあり得ない」

と感じた経験を国民の大多数が持っているはずです。すなわち、覚えている・覚えていないといった話ではないのに「覚えてないです」とごまかすということは、「何か不都合なことを隠している」と強く推認できるわけで、私が説明した通り、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていたと誰もが合理的に推認できるはずです。にもかかわらず、判決文は、この誰もが簡単に気付く原告女性の不自然な証言になぜ一切触れないのでしょうか?

8-3 ブラジャーの中に手を入れた後の状況

*施術範囲かどうかを確認するために乳首への接触を待つという不自然な行動

刑事裁判の判決文では、「当初は通常のマッサージの施術範囲が判別できなかった」として「原告女性の証言が信用できる理由」の1つに挙げていますが、むしろ、「信用性がない証拠」です。なぜなら、「施術範囲」との言葉から「施術であれば許容できる」と理解できますが、胸・乳首・陰部などを触られることは、施術に限らずどんな場面でも、望んでいなければ絶対に許容できるはずはありません。すなわち、「施術であっても嫌なものは嫌」と無条件に拒絶されるものであり、施術範囲が重要ポイントになるはずがありません。

*乳首に近づいてきていると認識していながら乳首への接触を待つという不自然な行動

さらには、原告女性は「徐々に乳首に近づいてきていることが分かった」と証言しており、 乳首を触られると予期していながら、どうして接触を待つのでしょうか?施術開始前に「そこ は結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と明示的に伝えられていたにもかかわらず、抗 拒不能になる前のこの段階で、「そこは結構です」と言わないのは明らかに不自然です。

そもそも、施術範囲の確認のために乳首への接触を待っていたとすれば、接触があった 時点でどうするつもりだったのでしょうか?条件反射的な拒絶反応さえ全くないは、誰がどう 考えても明らかに不自然で不合理と言うほかありません。

*原告女性にとって最も好ましい結果は何なのかを考えてみてください

常識的に考えて、「どこ触ってるのよ!」との怒りのクレームに備えて待っていたという可能性はあり得ません。なぜなら、原告女性にとって絶対に避けたい最重要ポイントは「胸・乳首を触られること」で、クレームなどもむしろ避けたい部類に入る行動であり、男女を問わず、「面倒なことに巻き込まれたくない」と考えるのが人間心理です。

そして、抗拒不能になる前の乳首に近づいてきていると認識できた段階で「そこは結構です」と告げれば、最重要ポイントの乳首への接触を回避でき、クレーム行動も回避できるわけで、原告女性にとって最も好ましい結果を導くことができる形になります。

*原告女性にとって乳首への接触を待つ必要があった理由

この最も好ましい結果を導くのではなく、どんな場面でも絶対に許容できない乳首への接触をわざわざ待つ理由があるとすれば、乳首を触られた事実を作り、それを理由とした「施術料金の踏み倒し」という悪意であり、こう考えると、乳首への接触をわざわざ待つという不自然な行動を矛盾なく理解できます。これ以外の理由が何か思い浮かぶでしょうか?

*支払い拒否という悪意の動機に加え、性的刺激も楽しんでいた原告女性

胸や陰部など特に触られたくない部分を触られたり触ろうとされた場合、嫌だったのであれば、無意識的にも何らかの拒絶反応が自然と出るはずです。しかしながら、最初に乳首への接触があった時点で、ほんのわずかな拒絶反応すら一切見られず、陰部への接触があった時点でも皆無です。条件反射的な反応は意思でコントロールできるものではなく、性的刺激を要望して楽しんでいなければ、このような状況は絶対に発生するはずはなく、抗拒不能ではなかったことを強く示す証拠と通常人の誰もが理解できるはずです。

*拒絶反応が全くない理由は、原告女性の身体が既に性的興奮状態にあったから

原告女性の「覚えてないです」との証言から、「前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた」という合理的推論が成り立つと既に説明しました。すなわち、原告女性は既に性的興奮状態で、乳首や陰部への接触を待ち望んでいたということです。こう考えれば、条件反射的な拒絶反応さえ全くないというあり得ない状況も矛盾なく理解できます。

*ロへのキスには顔を背けて抵抗し、陰部へのキスには足を閉じて抵抗していない点

既に説明したように、一夜限りの恋といった場合、彼氏でもない男性との口へのキスは絶対に嫌と考える女性が多く、一般的にも広く知られる典型的な女性心理です。そして、乳首のキスには抵抗せず、口へのキスには顔を背けて抵抗し、陰部へのキスには足を閉じて抵抗しないという奇異な状況は、この典型的な割り切り方で一夜限りの恋を楽しんでいたとしか合理的に説明できる術がなく、抗拒不能の状態ではなかったことの証明です。

一方、判決文は、「施術用のブラジャー及びショーツのみを身に付けた状態」を理由にして 「矛盾した言動とはいえない」と説明していますが、ブラとショーツのみを身に付けた状態で あれば、どうして口へのキスには顔を背けて抵抗できて、陰部へのキスには足を閉じて抵抗できないのでしょうか?通常人の誰もが「全く理論的ではない説明」と感じるはずです。

*「紙ショーツを脱がせることに協力などしていない」とここでも嘘を付いている原告女性

尻から体重がかかっている状態では、無理矢理引っ張るようにしなければ脱がすことは不可能です。そして、動画にはほんの数秒でスムーズに完了できている様子が記録されており、原告女性が自分から尻を上げて協力していなければ実現できないことは誰にでも簡単に理解できることです。すなわち、原告女性はここでも嘘を付いているということです。

*挿入される前の段階で「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せつけている点

「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」との原告女性の供述に対しても判決文は擁護していますが、常軌を逸した説明と言うほかありません。なぜなら、「いく・いっちゃう」と性的に激しく感じている姿を見せれば、男の性的興奮度が高まるのは男女を問わず誰もが知る一般常識です。すなわち、早く終わることなどあり得ず、男の射精・挿入欲求を高めるという全く正反対の行動です。

実際、原告女性のこのようなあり得ない説明を京都地検の女性検察官も鵜呑みにできるはずはなく、「無罪はほぼ 100%に近い」と不起訴にしており、当然の合理的な判断です。

*「どうして早く終わることになるのか」との質問に「わからないです」とごまかしている点

性的刺激を求めていないのに、男性の性的興奮度を高める行動を取る女性など存在するはずがありません。そして、当然のことながら、原告女性もそれを理解しているはずです。

しかしながら、原告女性は自分がそのように行動してしまっており、愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、「わからないです」というあり得ない証言でごまかすしかできない状況に陥ったということです。

一方、判決文は、この誰もが簡単に気付くはずの不自然な証言に一切触れようとしておらず、公正な目で判断しようとしているとは到底思えないと通常人の誰もが感じるはずです。

8-4 施術終了後

*全くショックを受けておらず、ごく普通に着替え、おしゃれまで楽しむ原告女性

朝日新聞デジタルで原告女性が述べているように、命の危険を感じながら 40 分もわいせ つ行為を耐え続けた状況であれば、精神的疲労は極限状態で、茫然自失といった状態にな るはずですが、そんな様子は一切見受けられません。話している内容を聞き取れないほど 被害者尋問で泣き崩れていたことから、感情を抑えきれずに極めて表に出やすい女性のはずですが、そんな様子は一切見受けられません。したがって、「命の危険を感じながら 40 分もわいせつ行為を耐え続けた女性とは到底思えない」と誰もが強く矛盾を感じるはずです。

一方、判決文は、私が繰り返し指摘しているにもかかわらず、この施術後の様子について も見て見ぬふりをしており、裁判所のこの姿勢に通常人の誰もが疑問に感じるはずです。

8-5 支払いを拒否するという行動

*状況は何も変わっていないのに支払いを拒否できている点

施術後も「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」という状況は何も変わっていません。したがって、服を着たからといって、命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人など存在するはずがなく、そもそも、そんな行動ができるのであれば、抗拒不能といった状態になるはずがなく、人間心理として明らかに矛盾しています。

一方、判決文は、「服を着た後の行動として矛盾していない」とここでも原告女性を擁護していますが、通常人の 99.9%以上がこの説明に納得すると本当にお考えなのでしょうか?上述の「4」の部分で説明したように、「コンビニ強盗」の例に当てはめて考えれば、逃げ切れるかどうかは服の着用など全く関係ないと誰もが簡単に理解できることです。

そして、これも「4」で説明したことですが、命の危険を感じる世界に自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人など存在するはずがありません。それができるということは、命の危険など感じていないからと誰でも簡単に理解できることです。したがって、「他に誰もいない密室で変に抵抗したら命が危ない」という証言も嘘ということになり、抗拒不能だったというのも嘘の作り話と言うほかありません。

しかしながら、「玄関まで間違いなく逃げ切れるので、服を着た後の行動として矛盾していない」という判決文の説明に、通常人の誰もが納得すると本当にお考えなのでしょうか?

9 「抗拒不能」に関する様々な角度からの補足説明

代理人弁護士の事務所を初めて訪れた際、私は「抗拒不能ってどういう意味ですか?」と 質問し、その回答を受けて、「マッサージを受けていてどうして抵抗できない状態になるんで すか?そもそも、抗拒不能といった言葉自体、私は初めて聞きました」と話したことを覚えて います。そして、これが「抗拒不能」と聞いた時の心境を嘘偽りなく表現した言葉です。です ので、「原告の同意があると誤信するような状況ではない」という主張は明らかに間違いと断言でき、私は本当に嘘など付いておりません。

9-1「抗拒不能の状態になっている」と認識できる状況のイメージ

女性が抵抗できない状況に陥っていると私が認識できるとすれば、

「恐怖から何もできず、条件反射的にガタガタ震え、身体を縮こまらせてじっとしているだけ」 強姦されるといった場面であれば、

「ガタガタ震えることに加え、条件反射的に涙が流れ、悲しみや苦痛で自然と顔もゆがむ」 といったイメージで、恐らく、通常人の大多数が同じ感覚だと思います。そして、原告女性が このような様子だったのであれば、抵抗していなくても明らかに拒絶していると優に認識でき たはずで、この段階ですぐに中止していたと断言できます。

*抗拒不能状態のイメージとは全くかけ離れている原告女性の様子

しかしながら、原告女性が「覚えてないです」とごまかしている胸周辺に至るまでの施術を含め、身体をくねらせたり、吐息やあえぎ声を漏らしたり、紙ショーツを脱がせることにも協力し、挿入されてしまう前の段階で「いく・いっちゃう」と発するなど、条件反射的な拒絶反応さえ一切見受けられず、同意・要望していないことを伺わせる挙動は一切ありません。

すなわち、私が認識していたのは、上述した抗拒不能状態のイメージとは全く異なり、性的快感を楽しんでいるとしか思えない姿です。したがって、当然同意している、むしろ性的なサービスに満足してくれていると考えるのが普通であり、「同意していない・抗拒不能の状態」との考えが思い浮かぶことなど、常識的に考えてあり得ないはずです。ましてや、原告女性は、「性的快感に満足している」と私に認識させることを意図して行動していたと認めているわけで、抗拒不能状態と認識できる人など皆無と断言して差し支えないはずです。

*抗拒不能状態にある女性としてあり得ない原告女性の言動

「極めて強い恐怖を感じると声を出せなくなる・何もできなくなる」といった話をよく聞きますが、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ない」と抗拒不能状態の女性であれば、怖くて何もできず、思考回路も働かず、じっとしているだけの状態に陥るのではないでしょうか?

そもそも、「身体を触られたくない」というのが最重要のはずなのに、自分から積極的に触らせ、見られるのが恥ずかしいはずの性的に激しく感じている姿を自分から積極的に見せ、 怖くて声を出せない状態とは全く異なり、「いく・いっちゃう」と声を出しているなんて、抗拒不 能状態とは明らかに矛盾していると誰もが感じるはずです。それとも、「この状況を目にした 人の 99.9%以上が明らかに抗拒不能状態と理解する」と本当にお考えなのでしょうか?

10 検事・刑事という立場にある女性が女性の目で見て「無罪」と判断していた事実

私は自分にとって都合が良いように団子理屈をこねまわすことなど一切行っていません。 そんなことをしても全く説得力がありませんし、かえって印象が悪くなるだけです。ですので、 経験則からの合理的推論に基づき、原告女性の実際の言動から「誰がどう考えても常識的 におかしい」と言えることのみを取り上げて説明しています。

実際、刑事訴訟でも民事訴訟でも説明したように、京都地検の女性検事・右京警察の女性刑事という立場にある女性が女性の目で見ての判断として、「無罪はほぼ 100%に近い」「現場マンションで今後もマッサージを続けたら?」と発言し、当時の原告女性の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めているのです。常識的に考えて、私と同様に理解しているからこそ出てくる極めて踏み込んだ発言としか考えられません。

11 民事訴訟における「不知」というあり得ない虚偽証言

既に説明しましたが、刑事訴訟の被害者尋問で明確に説明していた内容を、民事訴訟では「不知」と説明することなどあり得るでしょうか?正に「犯人」が事実をごまかしたい時に行う行為であり、常識的に考えて、「嘘を付いてごまかそうという悪意がなければ絶対に発生しない」と通常人の誰もが理解するはずです。換言すれば、真摯な姿勢で裁判に臨んでいる人にこのような虚偽証言が発生することなど絶対にあり得ず、無数に発生している不自然で矛盾した原告女性の言動に信憑性が全くないことの証明と言うほかありません。

*裁判における一番大切なルール

「絶対に嘘を付いてはならない・正直でなければならない」というのが裁判における一番大切なルールと私は捉えていますが、この理解は間違っているでしょうか?

犯人だけは嘘を付くかもしれませんし、ある意味、それが普通に発生していることかもしれません。しかしながら、原告や証人だけでなく、検察官や裁判官も含め犯人以外の人はすべて、絶対に嘘を付いてはならず、正直でなければならないはずです。そうでないと真実が見

えなくなってしまい、裁判として成り立たなくなります。そして、原告の虚偽主張に基づいて有 罪判決を下せば、裁判の大原則に反する冤罪を間違いなく生み出すことになります。

*このような被害者が過去に存在したでしょうか?

原告女性は、嘘の被害届を提出し、被害者尋問で「本当にあったことを全てこの裁判の上で全部述べたい」と自分から積極的に宣誓した直後にも「覚えてないです」「わからないです」などさらなるごまかしの虚偽証言を行い、民事訴訟でも「不知」とあり得ない虚偽証言を行っています。裁判官としてのこれまでの経験を振り返って、被害者の中にこんな人が存在したでしょうか?こんなことをする人は、どう考えても全く信用できないのではないでしょうか?

12 最後に

原告女性の主張は何とでも言える話ばかりです。すなわち、本当のことなのか、嘘の作り話なのか、原告女性以外に誰も判断できません。だからこそ、なおさら、真実を見極めるために原告女性の現場での実際の言動に注目し、私が実際に目にしていた状況に基づいて詳細に分析しなければならないはずですが、正直なところ、原告女性の話を否定するものは意図的にすべて排除しているとしか思えません。「原告女性の行動は全く不自然ではない」と通常人の99.9%以上が理解すると本当にお考えなのでしょうか?裁判官として「絶対に事実誤認などしていない」と国民に向けて胸を張って本当に断言できるのでしょうか?

率直に申し上げて、原告女性は真実を語らずに嘘に嘘を重ね、女の武器も活用して警察・検察・裁判所の良心を悪用していると私は感じています。ですので、社会秩序を守るという観点からも、「原告女性に悪意などない」と判断している理由・根拠を合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得る場合にのみ有罪認定を可能とする」というルール及び「10人の真犯人を逃すとも1人の無辜を罰するなかれ」「疑わしきは罰せず」「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に基づき、京都地検や有罪判決を下した裁判官に忖度することもなく、公平な目を持って判決を下していただけると信じております。

以上